

[事案 24-143] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 6 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

契約申込後、申立人の妻が、募集人から申込書の訂正を求められて代筆したところ、申立人の意向とは異なった保険契約が成立したとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 6 月に、定期保険特約付終身保険を締結しているが、これは同年 5 月に養老保険の契約申込書を記入した数日後、募集人が妻に対して、「受取人欄の記載に不備がある」として新たな申込書への署名捺印を求めたものである。よって、同申込書は、その後募集人が当初の申込書とは異なる内容を記入して作成した内容虚偽のものであり、自分の意思にもとづかない申込みがなされたものであるので、契約を無効として既払込保険料を返還するとともに、既払込保険料に対する年 14.6%の割合による複利計算した利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の妻は、申立人から代理権を授与されており、本契約の内容を理解し納得したうえで、申込書に署名捺印したものであって、申込みは有効である。
- (2) 平成 24 年 8 月頃、申立人に対して、本契約を取消し、払込保険料を返還する内容の和解案の提案を行ったが、これは、申込み当時、募集人が何らの説明をすることなく申込書を差し替えた可能性があるとの判断があったために提案したものであり、その後、再度事実確認をしたところ、差し替えた可能性は低いとの判断に至ったため、これを撤回する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 下記の理由から、申立人による、既払込保険料に対する年 14.6%の割合による複利計算した利息の支払いについては、認められない。
 - (1) そもそも、既払込保険料の返還に際して 14.6%の割合の利息を付する法的な根拠がない。
 - (2) 申立人は昭和 62 年から異議を申し立てていると主張するが、本契約を解約することなく、その後も保険料の支払いを継続していることから、申立人が本契約を追認したと解釈する余地もある。
 - (3) 本契約の申込み以降、申立人は、契約内容に即した保障を受けるなど、保険による利益を得ている。
2. しかしながら、下記の理由から、本契約の申込みは申立人の意思にもとづかずになされたものと認められる。
 - (1) 保険会社が、お客さま対応部署の名義で平成 24 年 8 月付で作成した、本契約締結時の事実確認を行った結果に関する書面によると、契約手続の経緯は申立人の主張する内容と概ね一致するものである。
 - (2) 保険会社は、上記の事実確認の後に再度事実確認をしたところ異なる判断に至った、と主

張するが、その合理的な説明はなされていない。